

### 佐賀県規則第15号

佐賀県小規模水道条例施行規則及び佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
(佐賀県小規模水道条例施行規則の一部改正)

**第1条** 佐賀県小規模水道条例施行規則（昭和35年佐賀県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(立入検査証)</p> <p><b>第10条</b> 条例第11条の規定による立入検査を行う職員の身分を証する証票は、<u>別記第6号様式によるものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 条例附則第3項の規定による施設の概要等の届出は、<u>別記第7号様式</u>の届書によって行うものとする。</p>	<p>(立入検査証)</p> <p><b>第10条</b> 条例第11条の規定による立入検査を行う職員の身分を証する証票は、<u>厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年厚生労働省令第175号）の別記様式により作成するものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 条例附則第3項の規定による施設の概要等の届出は、<u>別記第6号様式</u>の届書によって行うものとする。</p>

第6号様式を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><b>第7号様式</b></p> <p>略</p>	<p><b>第6号様式</b></p> <p>略</p>

(佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

**第2条** 佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成20年佐賀県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(身分証明書)</p> <p><b>第11条</b> 条例第19条第2項の証明書は、<u>様式5号によるものとする。</u></p>	<p>(身分証明書)</p> <p><b>第11条</b> 条例第19条第2項の証明書は、<u>環境省の所管する法律の</u></p>

改正前	改正後
<p>る。</p> <p>(誓約書)</p> <p><b>第 12 条</b> 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項の規定により第一種動物取扱業の登録を受けようとする者は、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 1 号。以下「省令」という。）第 2 条第 1 項に規定する申請書を提出するときは、条例第 19 条の 2 第 1 項各号に該当しないことを誓約する書面（<u>様式第 6 号</u>）を提出しなければならない。</p>	<p><u>規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和 3 年環境省令第 2 号）の別記様式により作成するものとする。</u></p> <p>(誓約書)</p> <p><b>第 12 条</b> 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項の規定により第一種動物取扱業の登録を受けようとする者は、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 1 号。以下「省令」という。）第 2 条第 1 項に規定する申請書を提出するときは、条例第 19 条の 2 第 1 項各号に該当しないことを誓約する書面（<u>様式第 5 号</u>）を提出しなければならない。</p>

様式第 5 号を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>様式第 6 号（第 12 条関係）</u></p> <p>略</p>	<p><u>様式第 5 号（第 12 条関係）</u></p> <p>略</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の佐賀県小規模水道条例施行規則の規定により作成された立入検査証は、この規則による改正後の佐賀県小規模水道条例施行規則の規定により作成された立入検査証とみなす。

3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の規定により作成された身分証明書は、この規則による改正後の佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の規定により作成された身分証明書とみなす。